

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年6月2日

-246号-

消費生活トラブル情報

お金をあげる！？

“利益誘引型”のメールに注意！

相談事例

ある日、スマートフォンに1通のメールが・・・



- 多くの人を救いたくてお金を配っている
- 2億円の受け取り人にあなたが選ばれた。
- 受け取りのためには、登録料として、2万円を電子マネーで支払う必要がある

指示通り、電子マネーで支払った後も、「暗号コード解除料として3万円」「手数料2万円」などと、次々と支払いの指示が・・・

2億円受け取れるのだから、数万円は平気だな

しかし...

だまされた！？

いくら払ってもお金を受け取れない...

他にもこんなメールやメッセージが...

- ✓ 宝くじが高額当選しました！
- ✓ 話を聞いてくれれば、報酬を払います など

アドバイス

- メールの内容に従ってお金を払っても、大金はもらえません！
- 知らない人からのメールやメッセージを安易に信用しない！
- 家族や周りの方は、本人に変わった様子がないかなど、日頃から気を配りましょう。

参考：国民生活センター「見守り新鮮情報 第373号」(http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen373.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報



増えています！**還付金詐欺**！

公的機関（市役所など）や金融機関の職員を名乗り、

- **保険料の過払い金がある**
- **返金するのでATMへ行って欲しい**



うそのATM操作を指示し、お金を送金させる手口

ATMで還付金の手続きをすることは**ゼッタイにありません！**

※電話でお金のお話が出たら、家族か警察に相談しましょう！

参照：山口県警察本部「防犯情報」

お知らせ

「消費者啓発の標語」を募集中！

県では、消費者一人ひとりが、消費者被害に遭わないための正しい知識を身に付け、その知識を適切な行動につなげるきっかけにもらうため、消費者啓発の標語を募集しています。

応募資格・応募方法等、詳しくは、山口県県民生活課のホームページをご覧ください！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syouhi/hyougo.html>



ハガキ、封書またはメールで応募！

※詳しくはホームページをチェック！

応募締切

令和3年6月30日(水)

(当日消印有効)

応募先・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター消費者政策班
電話 083-933-2608
E-mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

募集部門

- A エシカル消費啓発部門
- B 高齢消費者被害防止啓発部門
- C 若年者の消費者意識啓発部門



消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど